

平成 25 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

同志社大学大学院司法研究科
法務専攻

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育の理念及び目標	8
第 2 章 教育内容	9
第 3 章 教育方法	14
第 4 章 成績評価及び修了認定	16
第 5 章 教育内容等の改善措置	20
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	24
第 8 章 教員組織	26
第 9 章 管理運営等	29
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
第 11 章 自己点検及び評価等	32
III 意見の申立て及びその対応	34
<参 考>	37
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	39
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	40
iii 自己評価書等	41

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討
9月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・書面調査による分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価報告書原案の作成
26年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

磯部力	國學院大學教授
磯村保	早稲田大学教授
上田廣一	上田廣一法律事務所弁護士
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
岡部謙治	前 教育文化協会理事長
岡本安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
久保井一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木毅	国土緑化推進機構理事長
佐藤國雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮見佳男	京都大学教授
滝澤正	上智大学長
武井康年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍岡資晃	西綜合法律事務所弁護士
○田中成明	京都大学名誉教授
棚村政行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部恭男	東京大学教授
藤井敏明	司法研修所教官
三井誠	同志社大学客員教授
村中孝史	京都大学教授
諸石光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永正昭	同志社大学教授
山本和彦	一橋大学教授
山本眞一	桜美林大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學教授
○磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中 成明	京都大学名誉教授
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
三井 誠	同志社大学客員教授
山川 隆一	東京大学教授
山中 至	熊本大学理事・副学長
山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第7部会)

◎木村 光江	首都大学東京教授
○小林 量	名古屋大学教授
下井 康史	千葉大学教授
泉水 文雄	神戸大学教授
土屋 美明	一般社団法人共同通信社編集委員兼客員論説委員
藤本 瑞穂	愛知大学教授
宮城 哲	当山法律事務所弁護士
渡辺 達徳	東北大学大学院法学研究科長

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	國學院大學教授
○磯村保	早稲田大学教授
井上由里子	一橋大学教授
上原敏夫	明治大学教授
岡本安弘	法務省法務総合研究所総務企画部付
川口恭弘	同志社大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐藤隆之	東北大学教授
塩見淳	京都大学教授
道垣内正人	早稲田大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
前田雅弘	京都大学教授
前田陽一	立教大学教授
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
三木浩一	慶應義塾大学教授
◎三井誠	同志社大学客員教授
村田涉	司法研修所教官
毛利透	京都大学教授
山川隆一	東京大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(3) 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

(4) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成 25 年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

同志社大学大学院司法研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 文部科学省「平成 16 年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定されたプロジェクト「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」の成果により開設された授業科目「海外インターンシップ」、「外国法実地研修A」及び「外国法実地研修B」が当該プロジェクト終了後も開設され、授業科目「海外インターンシップ」では、海外法律事務所でのインターンシップが行われ、授業科目「外国法実地研修A」及び「外国法実地研修B」では、海外の法律関係専門機関への訪問や、法廷の訴訟手続傍聴等が行われ、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。
- 学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 19 年以上の実務経験を有している。
- 学術研究教育の推進を目的として在外研究員制度及び国内研究員制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 入学者が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を改善するよう、入学者選抜について実効的な改善措置を講じる必要がある。
- 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者の中に、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含めて検証を行う必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念は、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念に適った教育を実施するため、学修の進展に併せて履修する配当年次の設定、習熟度別クラス編成の導入、外国法関連科目の充実及び海外法律事務所との連携等が行われている。

これらの授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、裁判所、検察庁及び民間企業（企業内弁護士）等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念を効果的に実現するために、1年次において基礎的な学力を身に付けさせ、2年次において各分野の演習を通して基礎学力を定着させるとともに応用力や問題解決能力を修得させることを目指し、3年次において複数の分野の融合や高度な法的分析力を必要とする問題を扱う総合演習を通して現実の事案に対応可能な問題発見能力や処理能力の養成を図るなど、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、入学予定者を対象としたガイダンス、導入教育の実施のほか、入学後には履修に関する個別相談、選択科目説明会、法学未修者と法学既修者を分けた履修指導等の実施や専任教員によるオフィスアワーの設定等の措置がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法情報調査、法文書作成、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ及び公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「法理学」、「比較法文化論Ⅰ」、「比較法文化論Ⅱ」、「アメリカン・リーガルシステム」及び「EU法」等、(4) 展開・

先端科目として、授業科目「租税法Ⅰ」、「租税法Ⅱ」、「租税法Ⅲ」、「倒産法Ⅰ」、「倒産法Ⅱ」、「国際私法Ⅰ」、「国際私法Ⅱ」及び「国際民事訴訟法」等がそれぞれ開設されている。

また、文部科学省「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定されたプロジェクト「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」の成果により開設された授業科目「海外インターンシップ」、「外国法実地研修A」及び「外国法実地研修B」が当該プロジェクト終了後も開設され、授業科目「海外インターンシップ」では、海外法律事務所でのインターンシップが行われ、授業科目「外国法実地研修A」及び「外国法実地研修B」では、海外の法律関係専門機関への訪問や、法廷の訴訟手続傍聴等が行われ、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げること寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「企業結合法（M&A）」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| （1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| （2）民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| （3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 12 単位、各系の総合演習から 4 単位以上の合計 64 単位以上とされており、このうち 2 単位は、法学未修者 1 年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

（1）基準2-1-2（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

（2）（1）に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）

ウ クリニック

（弁護士 の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）

エ エクスターンシップ

（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容）

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」(各2単位)が、クリニックは授業科目「クリニック」(2単位)が、エクスターンシップは授業科目「エクスターンシップ」(2単位)が、公法系訴訟実務の基礎としては授業科目「公法実務の基礎」(2単位)が選択科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目のうち4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、新入生を対象としたオリエンテーションの中で法学既修者を含む学生全員に指導が行われているほか、授業科目「法情報調査・文書作成入門」(2単位)が選択科目として開設され、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」の中で適宜指導が行われているほか、授業科目「法律文書作成」(2単位)が選択科目として開設されている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、実務家教員と研究者教員が、懇談、授業の参観等を通じて意見を交換し、両者で協力のもと授業内容を定め、授業運営がなされているほか、実務家教員と研究者教員が共同授業を行う際は各回の内容や授業進行について事前に両者で打ち合わせを実施するなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7:重点基準

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち6単位が選択必修とされている。

2-1-8:重点基準

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に合った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 文部科学省「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定されたプロジェクト「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」の成果により開設された授業科目「海外インターンシップ」、「外国法実地研修A」及び「外国法実地研修B」が当該プロジェクト終了後も開設され、授業科目「海外インターンシップ」では、海外法律事務所でのインターンシップが行われ、授業科目「外国法実地研修A」及び「外国法実地研修B」では、海外の法律関係専門機関への訪問や、法廷の訴訟手続傍聴等が行われ、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。

【改善すべき点】

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「企業結合法（M&A）」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、単位互換協定を締結する他大学大学院の学生、他研究科の学生又は法律実務に従事する者、国・自治体等の職員、企業等において受講を希望する授業科目に関連する業務に従事する者、当該法科大学院修了者を受け入れる制度として設けられている聴講生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、講義は40人、演習は20人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、適宜講義形式を取り入れつつ、学生の予習の程度、授業の理解度、応用能力を確認するため、双方向での授業・討論を行い、2年次以降配当の授業科目においては、事例検討に基づき、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「クリニック」及び「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクス

ターンシップ」においては、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法がシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、授業時間割の作成時における学生の自主的な学習時間の確保に対する配慮、教科書・補助教材等の指定、予習の指示、オフィスアワーの設定、判例・法令データベースの整備、休祝日関係なく24時間の利用ができる自習室の整備等が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては38単位（うち2単位は法学未修者1年次の法律基本科目。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、7段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは履修の手引に記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験・小テスト・レポートの結果、授業中の発言等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価に関する異議申立て制度の導入、期末試験の成績分布データの教授会での配付等が講じられている。

成績評価の結果については、成績分布データ、出題の趣旨、採点のポイント等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは履修の手引に記載され、学生に周知されている。

4-2-1: 重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、102単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 39 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位と合わせて、39 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 14 単位、民事系科目 34 単位、刑事系科目 12 単位、各系の総合演習から 4 単位以上、法律実務基礎科目 10 単位以上、基礎法学・隣接科目 6 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、法律基本科目以外の科目から、必修である法律実務基礎科目 6 単位を含む合計 34 単位以上を修得することとされており、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準 2-1-5 のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、試験問題については、当該大学法学部の期末試験問題等との重複がないか点検が行われ、採点に際しては、匿名性を確保するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

平成 25 年度入学者の法学既修者認定試験は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法について論文試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

なお、教育上有益と認められる場合、免除されるべき単位数の中から 4 単位まで履修免除単位数を減少させることができるとされている。

法学既修者に対しては、1 年間の在学期間の短縮を認め、32 単位を修得したものとみなしており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、教員相互による授業参観の実施、学生による授業評価アンケートの実施・結果の検討、「教育推進会議」の開催等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念に照らし、「①豊かな人間性と感受性、自然科学、人文科学、社会科学についての幅広い教養と専門的知識を備え、これらの素養を支える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚及び強い学習意欲を備えている学生、②本研究科の特徴的な教育環境を活かし、法律専門家として高度の専門能力を培って広く活躍の舞台を拓くことができ、社会人としての対人交渉力若しくはいずれかの専門分野における職業経験を基にして、または、英語をはじめとする外国語の理解力、運用力、国際的視野を基にして、説得・交渉の能力、行動力を備えている学生、③本研究科に法学既修者として入学を希望する場合には、上記の素養に加えて、法律科目についての基礎的な知識及び法的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力を備えている学生」として設定され、ウェブサイト、パンフレット及び入学試験要項を通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育理念や入学者選抜の方法等の必要な情報が、入試説明会、ウェブサイト及びパンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、司法研究科長を委員長とする「入試実行委員会」が入学者選抜試験の実施・運営、合否判定原案の検討に関する業務を行い、合否判定は教授会の審議事項とされている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（志願者数、合格者数、合格者出身大学、試験問題等）が公表されており、また、身体に障がいのある者に対しては、入学試験要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、別室受験、車いすでの受験への対応や試験時間の延長等、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応が講じられており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、平成26年度入学者選抜試験からは、法学未修者については小論文試験（A方式・E方式）又は面接試験（B方式・C方式）、法学既修者については法律科目試験（論文試験）を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して履歴書の提出を求めるほか、法学未修者については、選抜方式に応じた書類（語学資格、法律以外の資格、自己推薦書、志望理由書等）の提出を求めることにより、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成21年度は約42%、平成22年度は約23%、平成23年度は約25%、平成24年度は約25%、平成25年度は約17%であるものの、平成26年度入学者選抜試験から法学未修者を対象とした社会人特別選抜入試や英語優秀者特別選抜入試を実施するなど、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は158人であり、収容定員360人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院における入学者受入は、入学者が減少傾向にあり、定員充足率が、平成24年度及び平成25年度において50%を下回っているものの、平成26年度入学者選抜試験から入学者選抜試験の試験回数の増加を行うなど、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、入学定員充足率が、平成24年度及び平成25年度において50%を下回っているものの、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成22年度から入学定員の変更（150人から120人に削減）が行われ、平成26年度入学者選抜試験から入学者選抜試験の試験回数の増加、入学者選抜試験会場の増設、社会人特別選抜や英語優秀者特別選抜制度の導入等、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 入学者が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を改善するよう、入学者選抜について実効的な改善措置を講じる必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時にオリエンテーション期間を設けるとともに、履修に関する個別相談の実施、オフィスアワーの設定等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、合格者ガイダンスにおける個別学習相談、入学予定者ガイダンスや法律基本科目の入学前導入講義の実施等、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、法律基本科目の入学前導入講義における法学未修者向けの講義や、入学後のオリエンテーションにおいて法律基本科目についての説明を実施するなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時間帯、場所、面談の予約方法等が記載された一覧表が毎学期の初めに掲示、配付され、学生に周知されている。

このほか、若手弁護士をアカデミック・アドバイザーとして配置しているほか、メディア・サポーターを配置するなど、各種教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、授業料の徴収猶予制度のほか、当該法科大学院独自の制度として、学術奨励を目的とする給付奨学金制度「同志社大学大学院司法研究科奨学金」及び経済的支援を目的とする無利子貸与奨学金制度「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」が整備されている。

学生生活に関する支援については、「保健センター」における健康相談や診療、「カウンセリングセンター」におけるカウンセリングが行われているほか、各種ハラスメントについては、全学的なキャンパス・ハラスメント相談員による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、全館バリアフリーとなっており、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレ、点字表示等の設置や障がい者用の駐車スペースの整備等、整備充実に努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、全学的に定められた「障がい学生支援に関する基本方針(ガイドライン)」に基づき、「障がい学生支援室」と連携し、障がいの種類や程度に応じた支援を行う予定で

あり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、「司法研究科就職支援チーム」による相談や助言、当該法科大学院修了者の組織である「寒梅会」及び同志社諸学校出身の法曹からなる「同志社法曹会」の協力による就職座談会の実施、全学的組織である「キャリアセンター」による支援、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 当該法科大学院は、身体に障がいのある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「人事委員会」及び「審査委員会」において候補者の教育、研究及び実務上の実績等の審査を行い、教授会で決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教育、研究及び実務上の実績等を基に司法研究科長が候補者を教授会に提案し、教授会で決定する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員24人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、法律基本科目の必修科目、総合演習科目及び法律実務基礎科目の必修科目とされており、そのうち必修科目の授業は、約8割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員19年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、「教育推進会議」の構成員であり、教育課程の編成その他の当該法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間20単位を超える専任教員が8人いるものの、他の専任教員は20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、学術研究教育の推進を目的として在外研究員制度及び国内研究員制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、授業教材の準備、演習の運営補助を行うティーチング・アシスタント、授業補助を行うスチューデント・アシスタントが配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員19年以上の実務経験を有している。
- 学術研究教育の推進を目的として在外研究員制度及び国内研究員制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である司法研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員及び特別客員教授により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「司法研究科事務室」が組織され、庶務、教務、入試業務等を担当する職員が配置されている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、財務部門との予算折衝においてヒアリングが行われるほか、司法研究科長は、大学執行部に対して当該法科大学院の運営に係る財政上の事項に関する意見を上申できる体制にあり、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室（模擬法廷室）、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室及び実習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、教室及び演習室には、プロジェクター、スクリーン、無線及び有線LAN等が配備され、実習室にはプラズマディスプレイ、DVD/HDDプレイヤー、音声認識による自動収録システム、無線LAN及び有線LAN等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、無線LAN、有線LAN、電源コンセントが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用した学修支援システムや各種法令集・判例集の検索・閲覧を行うことができるオンラインデータベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、司法研究科図書室が整備されている。司法研究科図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、教員及び学生の希望に基づく図書の購入のほか、年1回の蔵書点検の実施、図書の持ち出し防止システムの設置等の管理及び維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、複写機及びプリンタ等が整備されている。また、司法研究科図書室には、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置されている。

さらに、自習室において、パソコンを使用した図書・資料・法令集・判例集の検索が可能となっており、司法研究科図書室と同一建物内にあるなど、自習室と司法研究科図書室との有機的連携が確保されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には授業等の準備を行うことができる共同の講師控室や共用の研究室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員の教員室、面談室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 司法研究科図書室に、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えている職員が配置されている。
- 自習室において、パソコンを使用した図書・資料・法令集・判例集の検索が可能となっており、司法研究科図書室と同一建物内にあるなど、自習室と司法研究科図書室との有機的連携が確保されている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「自己点検・評価委員会」が設置され、「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、教授会において報告するとともに、課題については、各種委員会において改善に向けて検討されるなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事する者が含まれていないものの、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト及びパンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載及びパンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、司法研究科長又は教務主任において収集され、司法研究科事務室に保管されている。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

【改善すべき点】

- 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者の中に、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含めて検証を行う必要がある。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。

申立件数： 1

（申立 1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【対象となる章及び基準】 認証評価結果、第 11 章 自己点検及び評価等</p> <p>【対象となる項目】 【改善すべき点】 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含めて検証を行う必要がある。</p> <p>【意見】 【改善すべき点】における文章の表記について、一部誤解を招く表現があると思われる。 なお、本意見は、文章の表記についての意見であり、記載されている内容（事実）について意見を申し上げるものではない。</p> <p>【理由】 1. 平成 25 年度実施法科大学院認証評価評価結果（案）26 頁の 第 11 章 自己点検及び評価等基準 11-1-2 に係る根拠理由の記述については、「当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事する者が含まれていないものの、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者</p>	<p>【対応】 【改善すべき点】に関して、次のとおり修正を行う。</p> <p>自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者の中に、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含めて検証を行う必要がある。</p> <p>（なお、これに伴い、「I 認証評価結果」に関しても修正を行う。）</p> <p>【理由】 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証が行われていることを明確にするため、また、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含める必要があることを明確にするため、修正を行う。</p>

による検証が行われている。」であり、訪問調査においても、外部委員は法律実務に従事する者ではないものの、その経歴等から、「法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者である」とご判断をいただいたところであり、この点についてはご指摘のとおりであると理解している。しかしながら、【改善すべき点】における文章のうち、「・・・法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含めて検証を行う必要がある。」との記述は、平成25年度実施法科大学院認証評価評価結果（案）26頁の第11章 自己点検及び評価等 基準 11-1-2 に係る根拠理由の記述からすれば不正確な表現であると思われる。

2. 【改善すべき点】における「当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含めて検証を行う必要がある。」という文章の表現からすると、本法科大学院においては、自己点検・評価委員会委員に外部委員さえ存在しないような状況であると解する余地もある。そのような誤解を一般に与える懸念があることから、上記1の指摘をも考慮すると、例えば「当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事する者が含まれていないものの、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われているものの、法律実務に従事する者を含めて検証を行う必要がある。」といったような表記が適切であるものと思われる。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

同志社大学大学院司法研究科法務専攻

(2) 所在地

京都府京都市

(3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）

学生数 158 人

教員数 31 人（うち実務家教員 9 人）

2 特徴

(1) 同志社大学の設立とその教育理念

同志社大学の前身である同志社英学校は、1875（明治 8）年 11 月 29 日に新島襄によって設立され、1891（明治 24）年に本学法学部の前身である政法学校が開校した。その後、同志社英学校は、1920（大正 9）年に大学令により同志社大学となり、法学部が設けられた。そして 1948（昭和 23）年には、新制の同志社大学法学部となる。

本学の教育理念は、まず第 1 に、「良心教育」である。新島襄は、「良心の全身に充満したる丈夫（ますらお）」の輩出することを願って同志社を設立した。良心教育とは、良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物を育成することである。

第 2 に、「国際性」である。本学の創立者新島襄は、1864 年（元治元年）にアメリカに渡り、西欧の文化・教育と出会い、国際交流の重要性を深く心に留めて帰国した。それ以来、同志社大学は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。

第 3 に、「高度の専門性」である。本学は、大学院各専攻の専門分野の充実を図り、高度な専門的知識を持つ職業人を育成し、社会に開かれた大学院として文化と産業の発展に寄与してきた。

政法学校とそれに続く法学部では、以上の教育理念に沿った法学教育が行われてきた。本学は、130 余年にわたる歴史の中で、多くの有能な人材を送り出してきた。

(2) 本研究科の開設

21 世紀の司法を担う法曹は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が求められることになる。

以上のような 21 世紀に求められる法曹像に思いをいたすとき、本学の教育理念との宿命的な共通性を感じないわけにはいかない。

そこで、21 世紀に求められる理想の法曹を養成するため、法科大学院制度の発足に伴い、2004 年 4 月 1 日に「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」を教育理念として、入学定員 150 人（法学未修者 50 人、法学既修者 100 人を目安とする。）の本学大学院司法研究科（以下「本研究科」という。）が開設された。なお、本研究科設立以来、本研究科の教育目的により適合的なカリキュラムの編成・教育内容の改善を目指して常に検討を重ねているが、2010 年度からは教育の質をより高めるために入学定員を 120 名とした（法学未修者 40 人、法学既修者 80 人を目安とする。）。

本研究科の教育理念のもとで育成された卒業生は、21 世紀に求められる法曹像の基本的資質を備えた者になると確信しており、「良心を手腕に運用する法曹」として、わが国のみならず世界で、独立の気概及びヒューマニティあふれる活躍をすることが期待されている。本研究科では、こうした人材を育成するため、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という本研究科の教育理念に裏打ちされた専門的能力を修得できるよう配慮している。

本研究科の開設から今日まで、裁判官、検察官、弁護士、その他の法律専門職として活躍する卒業生が多く育っている。

(3) カリキュラムの特徴

本研究科では、民事・刑事・行政にわたる司法分野において、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力に基づいて、市井にあって社会的正義の実現に寄与したい者、ビジネス取引等の企業法務に従事したい者、国際社会に雄飛し渉外法務の分野で活躍したい者など多様なニーズに対応できるようカリキュラムを編成し、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という本研究科の教育理念に適った専門能力を修得できるよう配慮している。

また、法律基本科目に加え、専門性の高い能力を養成するための展開・先端科目、外国法科目、基礎法・隣接科目及び実務関連科目等の特色のある科目を設置し、履修条件等を設定することなどにより、体系的、段階的なカリキュラムとなるよう配慮している。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 本研究科人材養成指針

本研究科の教育理念は「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」である。法科大学院制度の創設を謳った司法制度改革審議会の意見書において、21世紀の司法を担う法曹に求められている資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等であるとされたがそのような見解と深く通じている。本研究科は、このような教育理念を踏まえ、「豊かな人間性と感受性および人権感覚を兼ね備え、良心にもとづいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者等）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見および国際的視野と判断力の涵養に努める。」ことを人材養成指針として定めている。

以上の教育理念にしたがい、本研究科は、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力に基づいて、市井にあって社会的正義の実現に寄与したい者、ビジネス取引等の企業法務に従事したい者、国際社会に雄飛し涉外法務の分野で活躍したい者など多種・多様なニーズに対応できるような法曹を養成することを教育目的とするものである。

2 「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」

本研究科の教育理念について述べると、以下のようになる。

第1に、私学・同志社の教育理念たる「良心教育」である。本学の創立者新島襄は、「良心の全身に充滿したる丈夫（ますらお）」の輩出することを願って同志社を設立した。良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物の育成は、まさに本学の建学の理念であるが、これは法曹という存在の最も基本的なあり方に通じるものであり（憲法第76条第3項、弁護士法第1条・第2条、検察庁法第4条参照）、私学・同志社出身の法曹の拠って立つところである。

第2に、「国際性」である。新島襄は、1864年（元治元年）にアメリカに渡り、西欧の文化・教育と出会い、国際交流の重要性を深く心に留めて帰国した。それ以来、同志社は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。グローバル化した今日の社会にあって、法曹が活動すべき舞台も国際的なものになっている。こうした舞台で、これからの法曹が、諸外国の法曹に伍していかなければならないことを踏まえ、国際性を教育理念の一つに掲げるものである。

第3に、「高度の専門性」である。社会の複雑化に伴い、法曹というプロフェッショナルに高度の専門性が求められることは必定である。高度の専門性を教育理念の一つに掲げ、法的紛争を迅速、適確に解決しうる人材を育成し、社会の要請に応じていきたいと考えている。

3 養成する法曹

本研究科の教育理念のもとで養成された修了生は、新島襄のいう「良心を手腕に運用する」法曹として、わが国のみならず世界で、独立の気概及びヒューマニティを持って活躍することが期待される。このような法曹の養成は、司法制度改革審議会が掲げる「国民生活上の医師」という人材を育成することにつながるものである。

本研究科は、全国から法曹を目指す志の高い人材を募り、わが国のみならず世界に飛翔する修了生を育成したいと考えている。本研究科の修了生は、企業法務や涉外法務の分野等で活躍するだけでなく、法曹過疎地において良質な法的サービスを提供し、ボーダレス社会において外国人の権利擁護に寄与する有為の人材となろう。本研究科において真摯に学んだ者は、21世紀社会が求める人格・教養・学識を備えた法曹になりうるはずである。

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/houka/no6_2_jiko_doshisha_h201403.pdf